

道徳教育

参考文献：小学校学習指導要領解説総則編 以下『小総則』と略記する。

中学校学習指導要領解説総則編 以下『中総則』と略記する。

1 道徳教育の目標（小総則 P. 5，中総則 P. 5）

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

【小学校 道徳教育の目標】

教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。



【中学校 道徳教育の目標】

教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

学校における道徳教育は、児童生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としており、児童生徒一人一人が将来に対する夢や希望、自らの人生や未来を拓いていく力を育む源となるものでなければならない。

【道徳教育を進めるに当たっての留意事項】（小総則 P. 9，中総則 P. 9）

- ア 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かす
- イ 豊かな心をもつ
- ウ 伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛し，個性豊かな文化の創造を図る
- エ 平和で民主的な国家及び社会の形成者として，公共の精神を尊び，社会及び国家の発展に努める
- オ 他国を尊重し，国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する
- カ 未来を拓く主体性のある日本人を育成する

2 道徳教育推進上の配慮事項（小総則 P. 15，中総則 P. 15）

(1) 道徳教育の指導體制

各学校においては、道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。

- ① 校長が道徳教育の方針を明示することにより、全教師が道徳教育の重要性について認識を深めるとともに、学校の道徳教育の重点や推進すべき方向について共通に理解し、具体的な指導を行うことができる。
- ② 道徳教育推進教師が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進する上での中心となり、全教師の参画，分担，協力の下に，その充実が図られるよう働きかけていくことが望まれる。道徳教育推進教師の役割としては，以下に示すような事柄が考えられる。
 - ・道徳教育の指導計画の作成に関すること
 - ・全教育活動における道徳教育の推進，充実に関すること
 - ・道徳科の充実と指導體制に関すること
 - ・道徳用教材の整備・充実・活用に関すること
 - ・道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
 - ・道徳科の授業公開など家庭や地域社会との連携に関すること

- ・ 道徳教育の研修の充実に関すること
- ・ 道徳教育における評価に関すること など

(2) 道徳教育の全体計画

道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針や内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

① 全体計画の意義（小総則 P. 17，中総則 P. 17）

道徳教育の全体計画は、学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。

全体計画は、特に次の諸点において重要な意義をもつ。

- ・ 人格の形成及び国家、社会の形成者として必要な資質の育成を図る場として学校の特色や実態及び課題に即した道徳教育が展開できる
- ・ 学校における道徳教育の重点目標を明確にして取り組むことができる
- ・ 道徳教育の要として、道徳科の位置付けや役割が明確になる
- ・ 全教師による一貫性のある道徳教育が組織的に展開できる
- ・ 家庭や地域社会との連携を深め、保護者や地域住民の積極的な参加や協力を可能にする

② 全体計画の内容（小総則 P. 18，中総則 P. 18）

基本的把握事項

- ・ 教育関係法規の規定，時代や社会の要請や課題，教育行政の重点施策
- ・ 学校や地域の実態と課題，教職員や保護者の願い
- ・ 児童生徒の実態や発達段階等

具体的計画事項

- ・ 学校の教育目標，道徳教育の重点目標，各学年の重点目標
- ・ 道徳科の指導の方針
- ・ 年間指導計画を作成する際の観点や重点目標に関わる内容の指導の工夫，校長や教頭等の参加，他の教師との協力的な指導等を記述
- ・ 各教科，外国語活動（小学校），総合的な学習の時間及び特別活動などにおける道徳教育の指導の方針，内容及び時期
- ・ 特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導との関連
- ・ 学級，学校の間関係，環境の整備や生活全般における指導の方針
- ・ 家庭，地域社会，関係機関，小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等との連携の方法や方針
- ・ 道徳教育の推進体制



別葉の作成

- ◆ 必要な各事項について文章化したり，具体化したりしたものを加えるなどの工夫をし，年間を通して具体的に活用しやすいもの
- ・ 各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理したもの
- ・ 道徳教育に関わる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの
- ・ 道徳教育の推進体制や家庭や地域社会等との連携のための活動等が分かるもの

③ 全体計画作成上の創意工夫と留意点（小総則 P. 20，中総則 P. 20）

ア 校長の明確な方針の下に道徳教育推進教師を中心として全教師の協力・指導体制を揃える

イ 道徳教育や道徳科の特質を理解し，教師の意識の高揚を図る

- ウ 各学校の特色を生かして重点的な道德教育が展開できるようにする
- エ 学校の教育活動全体を通じた道德教育の相互の関連性を明確にする
- オ 家庭や地域社会，学校間交流，関係諸機関等との連携に努める
- カ 計画の実施及び評価・改善のための体制を確立する

(3) 各教科等における指導の基本方針（小総則 P. 21，中総則 P. 22）

各教科等は，各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で，道德性が養われ，育まれることを考え，見通しをもって指導することが重要である。各教科等の指導を通じて児童生徒の道德性を養うためには，教師の用いる言葉や児童生徒への接し方，授業に望む姿勢や熱意といった教師の態度や行動による感化とともに，道德教育と各教科の目標，内容及び教材との関わり，学習活動や学習態度への配慮といった視点が挙げられる。

3 指導内容の重点化（小総則 P. 28，中総則 P. 28）

【小学校】

児童の発達段階や特性等を踏まえるとともに，学校，地域社会等の実態や課題に応じて，学校としての指導の重点に基づき各学年段階の指導内容についての重点化を図ることが大切である。

(1) 各学年を通じて配慮すること

小学校においては，生きる上で基盤となる道德的価値観の形成を図る指導を徹底するとともに自己の生き方についての指導を充実する観点から，各学年を通じて，自立心や自律性，生命を尊重する心，他者を思いやる心の育成に配慮することが大切である。

(2) 学年段階ごとに配慮すること

各学年を通じて配慮することに加えて，各学年段階においては，次の事項に留意することが求められる。

ア 第1学年及び第2学年

挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けることや善悪を判断し，してはならないことをしないこと，社会生活上のきまりを守ることにについて配慮して指導に当たることが求められる。

イ 第3学年及び第4学年

善悪を判断し，正しいと判断したことを行うこと，身近な人々と協力し助け合うこと，集団や社会のきまりを守ることに配慮して指導に当たることが求められる。

ウ 第5学年及び第6学年

相手の考え方や立場を理解して支え合うこと，法やきまりの意義を理解して進んで守ること，集団生活の充実を努めること，伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに，他国を尊重することに配慮することが大切になる。

【中学校】

小学校における道德教育の指導内容を更に発展させ，中学生という発達の段階や特性等を踏まえるとともに，学校，地域社会等の実態や課題に応じて，学校としての指導の重点に基づき指導内容についての重点化を図ることが大切である。

(1) 自立心や自律性を高め，規律ある生活をする

(2) 生命を尊重する心や自分の弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること

(3) 法やきまりの意義に関する理解を深めること

(4) 自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと

(5) 伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに，他国を尊重すること，国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けること

4 豊かな体験活動の充実といじめの防止（小総則 P. 32，中総則 P. 31）

(1) 学校や学級内の人間関係や環境を整えること

児童生徒の道德性の多くの部分は，日々の人間関係の中で養われる。学校や学級における人的な環境は，主に教師と児童生徒及び児童相互，生徒相互の関わりにおいて形成される。

また，児童生徒の道德性を養う上で，言語環境の充実，整理整頓され掃除の行き届いた校舎や教室の整備，各種掲示物の工夫など，物的な環境も大切である。

(2) 豊かな体験の充実

学校外の様々な人や事物に出会う体験活動は、児童生徒の世界を広げ、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考えることができる貴重な経験となる。

児童生徒に体験活動を通して道德教育に関わるどのような内容を指導するのか指導の意図を明確にしておくことが必要であり、実施計画にもこのことを明記することが求められる。

(3) 道德教育の指導内容と児童生徒の日常生活

日常生活において、物事を多面的・多角的に考え、自らの判断により、適切な行為を選択し、実践するなど、道德教育の指導内容が児童生徒の日常生活に生かされるようにすることが大切である。

特に、いじめの防止や安全の確保といった課題についても、道德教育や道德科の特質を生かし、よりよく生きるための基盤となる道德性を養うことで、児童生徒がそれらの課題に主体的に関わることができるようにしていくことが大切である。

ア いじめの防止

いじめの防止等と道德教育との関連を考えた場合、いじめ防止対策推進法第 15 条の中に

「児童等の豊かな情操と道德心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道德教育及び体験活動等の充実を図らなければならない」と示されている。

なお、道德教育の全体計画を立案するに当たっても、いじめの防止等に向けた道德教育の進め方について具体的に示し、教職員の共通理解を図ることが大切である。

イ 安全の確保

自律的に判断することやよく考えて行動し、節度、節制に心掛けることの大切さ、生きている喜びや生命のかけがえのなさなど生命の尊さの自覚、力を合わせよりよい集団や社会の実現に努めようとする社会参画の精神などを深めることが、自他の安全に配慮して安全な行動をとったり、自ら危険な環境を改善したり、安全で安心な社会づくりに向けて学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献したりするなど、児童生徒が安全の確保に積極的に関わる態度につながる。交通事故及び犯罪、自然災害から身を守ることや危機管理など安全に関する指導に当たっては、学校の安全教育の目標や全体計画、各教科等との関連などを考えながら進めることが大切である。

4 家庭や地域社会との連携（小総則 P. 37，中総則 P. 36）

(1) 道德教育に関わる情報発信

学校で行う道德教育をより強化・充実するためには、家庭や地域社会との連携、協力が重要になり、学校と家庭や地域社会との間に、児童生徒の道德性を養う上での共通理解を図ることが不可欠である。

道德教育は学校が主体的に行う教育活動であることから、学校が道德教育の方針を家庭や地域社会に伝え、理解と協力を得るようにしなければならない。

具体的には、学校通信や学校のホームページなどで道德教育の全体計画を示したり、道德教育の成果としての児童生徒のよさや成長の様子を知らせたりすることなどが考えられる。

(2) 家庭や地域社会との相互連携

学校の道德教育の充実を図るためには、学校の実態に応じて相互交流の場を設定することが望まれる。

[例]

- ・学校での道德教育の実情について説明したり、家庭や地域社会における児童生徒のよさや成長などを知らせてもらったりする情報交換会を定例化する
- ・児童生徒の道德性の発達や学校、家庭、地域社会の願いを交流し合う機会をもつ
- ・情報交換会で把握した問題点や要望などに着目した講演会を開催する
- ・情報交換会や講演会を学校だけでなく、地域の公民館等で行う
- ・学校運営協議会制度などを活用して、学校の道德教育の成果などを具体的に話し合ったり報告したりする中で、学校が家庭や地域社会と連携する方法を検討する